

## 熊本県教育委員会の点検及び評価について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施する必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

【今後の予定】

9月県議会（教育警察常任委員会）に報告する。



未定稿

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書  
(令和2年度対象)

令和3年 月  
熊本県教育委員会



## はじめに

本県の教育行政を効果的に推進していくこと、また県民の皆様への説明責任を果たすことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和2年度における県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施いたしました。

教育施策の実施状況については、令和3年3月に策定した「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に沿って整理しました。

また、点検及び評価に当たっては、令和3年7月に開催した第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、外部の有識者の皆様に、専門的な見地から御意見をいただいております。

県教育委員会では、「熊本県教育大綱」の下、今回の点検及び評価の結果や熊本地震の経験、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応を今後の教育施策の推進に生かし、県民の皆様の教育に対する御期待に応えていきたいと考えております。

御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和3年 月

熊本県教育委員会

### 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 目 次

### 第1部 熊本県教育委員会の活動状況

1 教育委員会の概要	P1
2 教育委員会の主な活動内容	P3
3 教育委員会の広報活動	P5

### 第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

1 全指標の動向	P9
2 基本的方向性	
(1) 家庭・地域の教育力向上	P11
(2) 安全・安心に過ごせる学校づくり	P14
(3) 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	P20
(4) 障がいや多様な教育的ニーズに応える	P26
(5) キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	P29
(6) 魅力ある学校づくり	P36
(7) 子供たちの学びを支える	P40
(8) 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	P49
(9) 災害からの復旧・復興	P54
◆推進委員会意見への対応状況	P57
◆検討・推進委員会の意見	P59
◆総括	P59

## 第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会でいただいた御意見

### 第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

#### ○個別事項

##### 【取組1 家庭の教育力の向上】

・家庭教育支援のチラシ（「親の学び」オンデマンド講座）について、有効的な活用を工夫していただきたい。

##### 【取組5 いじめへの対応】【取組6 不登校への対応】

・SC、SSW等の専門家との一層の連携が必要とあるが、来年度から成人年齢が引下げとなるため、児童福祉法の対象でない年齢になったときの支援を検討していただきたい。  
・専門家が関わることを保護者にも周知していかなければ、指標の目標達成は不可能。専門家が関わった中で、どれくらい解決できたのかも考えていく必要がある。問題解決が難しいケースが増えているため、今の体制で問題ないのかに重点を置き、ネットワークをつなげていくといった工夫が必要。

##### 【取組16 外国語教育、国際教育の充実】

・海外の学校との取組について、提携先を探し、生徒が興味を持つようなことを進めてほしい。

##### 【取組25 学校における働き方改革の推進】

・先生たちが授業や児童生徒の指導に専念できるように環境を整えてもらいたい。それにより教員志望者も増えると思う。

## 総括

### 第1部 熊本県教育委員会の活動状況

教育委員会の活動については、定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握、関係機関との意見交換などによる連携強化や、広報活動の充実など、引き続き積極的な活動に努めていく。

### 第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況

15指標のうち、5指標が改善した。

悪化した3指標については、引き続き課題への対応を進める。

今回の点検・評価を通じて把握した課題や、検討・推進委員会の御意見を踏まえ、引き続き、第3期教育プランに沿った取組を強化する。

熊本県教育委員会の点検及び評価

熊本県教育委員会

【問合せ先】

熊本県教育庁教育政策課政策班

電話番号（直通） 096-333-2699